

日本環境安全事業株式会社

北九州事業所 緊急措置手引書

平成19年1月15日改訂

目 次

第1章 総 則	1
第2章 組織及び任務	2
第3章 緊急通報	3
第4章 応急活動	4
第5章 教育訓練	5

第1章 総 則

(目的)

第1条 この手引書は、日本環境安全事業株式会社（以下「当社」という。）北九州事業所（以下「事業所」という。）において緊急異常事態が発生した場合に事業所がとるべき措置について定め、もって総合的な防災活動の円滑な推進を図り、災害の発生及び拡大を防止し、事業所の防災に関する社会的責務を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この手引書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全防災関係法令 消防法、労働安全衛生法及び電気事業法をいう。
- (2) 災害 火災、爆発、PCB等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大防止と災害の復旧を図ることをいう。
- (4) 緊急異常事態 災害その他の異常現象の発生により、施設の建物外部にPCB液その他有害な物質が流出又は流出するおそれが生じた場合、施設の敷地内でPCB液その他有害な物質が漏洩した場合、地震、火災等によって施設の一部が損壊した場合、及び施設の異常によって周辺地域の施設等他者の財産等に何らかの損害を与えるおそれが生じた場合、に緊急措置を講じなければならない状態をいう。
- (5) 防火施設 火災の発生及び火災による類焼を防止するもの又は直接火災を消火するもので、屋内・屋外消火設備、粉末消火設備、消火器、自動火災報知設備等をいう。
- (6) 運転会社 事業所における処理施設の運転業務を当社から受託した者をいう。
- (7) 協力会社 事業所における工事、作業等を当社から受託した者（運転会社を除く）をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この手引書は、事業所における災害の発生及び拡大の防止に関する基本的事項について規定したものであり、事業所及び運転会社の従業員に適用する。

(遵守義務)

第 4 条 事業所及び運転会社の従業員は、この手引書を遵守し、災害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

(周知義務)

第 5 条 事業所長(以下「所長」という。)は、この手引書の実施について事業所及び運転会社の従業員に周知させなければならない。また、改正したときも同様とする。

第 2 章 組織及び任務

(名称)

第 6 条 当所の自衛防災組織の名称は、日本環境安全事業株式会社 北九州事業所自衛防災隊(以下「防災隊」という。)という。

(編成)

第 7 条 防災隊の編成は、防災隊編成表(別表 - 1)のとおりとする。

(防災隊の任務)

第 8 条 防災隊の任務は、防災隊基本任務表(別表 - 2)のとおりとする。

- 2 緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときの防災隊の初期行動は、防災隊の初期行動(別紙 - 1)の例によるものとする。
- 3 緊急異常事態に至らない施設異常を含め、処理施設の緊急処置の具体的手順は、北九州PCB廃棄物処理施設緊急時対応手順書によるものとする。

(防災管理者等)

第 9 条 当社取締役社長(以下「社長」という。)は、防災隊を統括する者として、事業所長を防災管理者として選任するものとする。

- 2 防災管理者は、現地対策本部長の任務を行うものとする。
- 3 防災管理者等の選任、解任及びその任務は、防災管理組織選解任及び任務(別表 - 3)の通りとする。

(職務代理者)

第 10 条 防災管理者が、出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって任務を行うことができないときは、副防災管理者が代行するものとする。

(防災隊の構成員とその任務)

第 11 条 防災隊の構成員(以下「防災隊員」という。)は、原則として事業所及び運転会社の従業員とする。

- 2 勤務中の防災隊員は、緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに所定の任務につき、応急活動に従事しなければならない。
- 3 非番の防災隊員は、緊急時通報系統図(別表 - 4、別表 - 5)により緊急異常事態発生連絡を受けたとき、又は覚知したときは、速やかに出勤して、所定の応急活動に従事しなければならない。

(対策本部)

第 12 条 防災管理者は、緊急異常事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときで必要があると認めたときは、現地対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとし、現地対策本部長の任務を行うものとする。

(指揮本部)

第 13 条 防災管理者は、緊急異常事態発生と同時に発災現場に現地指揮本部(以下「指揮本部」という。)を設置し、指揮本部長に現地の指揮をとらせるものとする。

(通信網の確保)

第 14 条 総務課長は、緊急異常事態に備え、あらかじめ関係機関使用局線電話を指定しておくものとする。

(応援隊)

第 15 条 防災管理者は、協力会社に対し応援隊を組織させるものとする。

(防災対策委員会)

第 16 条 所長は、防災管理の合理的かつ円滑な推進を図るため、防災に関する重要事項を調査検討する機関として、防災対策委員会を設置する。

2 本委員会は委員長と委員から構成され、委員長は所長、委員は事業所の各管理職及び運転会社の代表者とする。

3 本委員会の付議事項は、防災活動に関する重要事項とする。

4 本委員会の開催は、委員長が必要と判断したときに行うものとする。

(異常気象時の防災対策)

第 17 条 地震、津波、波浪、暴風、高潮、大雨等異常気象時における、通報系統、予防対策等については、都度、防災対策委員会を開催し、決定する。

(図書の整備)

第 18 条 所長は、緊急異常事態発生時に直ちに活用できるよう、次の各号に掲げる書類及び図面を整備しておくものとする。

(1) 事業所の配置図

(2) 処理施設等の配置図、設備の仕様書及び図面

(3) 防災資機材等の現況表

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類及び図面

第 3 章 緊 急 通 報

(緊急時の通報)

第 19 条 火災、爆発、漏油等の緊急異常事態を発見した者は、直ちに中央監視室に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた中央監視室係員は、防災管理者に当該通報の内容を報告し、防災管理者の指示により放送設備、一般電話等により緊急異常事態の内容を構内に通報し、併せて北九州市消防局(火災、爆発等) 若松海上保安部(海上流出等) 及び福岡県警(人身事故等)に通報するものとする。ただし、夜間又は休日においては中央監視室係員の判断により通報を行う。

3 前項の通報を受けた防災管理者は、当社の本社に緊急異常事態の内容を報告するものとする。

4 その他の通報は、緊急時通報系統図（別表 - 4、別表 - 5）によって行うものとする。
（異常現象の社外通報）

第 20 条 防災管理者は、異常現象通報範囲基準表（別表 - 6）、緊急連絡先（別表 - 7）により、所轄監督官庁等への異常現象の通報を行うものとする。

また、北九州市にて震度 3 以上の地震が発生した場合、大雨洪水警報、暴風警報、高潮警報等が 6 時間以上継続した場合は、異常現象の有無に拘わらず、速やかにその状況を別表 - 7 により連絡すること。

2 前項の通報は、異常現象通報内容基準表（別表 - 8）に基づいて行うものとする。
（緊急異常状態の報告）

第 21 条 当該施設の所管課長は、緊急異常事態が発生したときは、所要の措置をとった後速やかに緊急異常速報（様式 - 1）に所定事項を記入の上、所長に報告すると共に、その写しを各室課長あて送付するものとする。

（災害報告）

第 22 条 防災管理者は、災害発生の状態、応急活動の実施状況、災害発生の原因及び再発防止方策等を報告書にまとめ、当該報告書を本社に送付し、当該報告書を所轄監督官庁に提出するものとする。

（運転の再開）

第 23 条 所長は、運転を停止させた処理施設の運転再開に際しては、北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書第 16 条第 4 項の規定に基づき、北九州市から運転再開を可とする通知を得た上で運転管理課長に指示するものとする。

第 4 章 応 急 活 動

（初期活動）

第 24 条 緊急異常事態発生時から対策本部が機能するまでの間における初期活動は、次の各号に定めるところによる。

(1) 緊急異常事態発生現場の所管課長は、初期活動の指揮をとるものとする。

ただし、夜間又は休日においては、緊急異常事態発生現場の操業係長とする。

(2) 運転管理課長は緊急異常事態発生時には該当する設備の停止を運転会社に指示するものとする。

(3) 発災現場の課員及び応援者は、前号の指揮に基づき協力して環境汚染拡大の防止、災害の鎮圧又は拡大の防止に努めなければならない。

(4) 第 1 号の指揮権は、対策本部が設置されたときは対策本部長に移るものとする。

(5) 対策本部長は、前号による指揮権の交代に際して、発災現場の状況、応急活動上の留意事項等必要な事項を聴取しなければならない。

（避難の指示及び解除）

第 25 条 対策本部長は、緊急異常事態の状況により、防災隊員以外の者の避難を指示するものとする。また、防災隊員の生命及び身体を保護するために特に必要と認めたときは、防災隊員の避難を指示するものとする。

2 防災隊員避難の指示を受けた隊長は、保安上必要な措置を講じたのち、避難させるものとする。

3 対策本部長は、危険がなくなつたと判断したときは、避難の解除を指示するものとする。

(避難場所)

第 26 条 事業所内における避難場所は、次の各号に掲げる場所とする。

(1) 処理施設北東駐車場

(2) 正面玄関(処理施設北側)

(3) 西側搬入道路沿い

2 対策本部長は、緊急異常事態の状況によって、前項の避難場所を変更して指定することができる。

(避難の協力)

第 27 条 所長は、市長、区長又は警察官等から、近接地域の居住者等に対し避難の指示又は勧告がなされたときは、これに協力するものとする。

(解散)

第 28 条 対策本部長は、災害を鎮圧した後、各隊の人員、資機材等の異常の有無を報告させ、これを確認の上、各隊を解散させるものとする。

(事後処理等)

第 29 条 防災管理者は、緊急異常事態発生現場の保存のため、必要な期間、関係者以外の者の立入りを禁止すると共に、現場保存の措置を講ずるものとする。

2 発災現場の所管課長は、災害・事故の発生状況、原因、損害、対策及び緊急措置等についての的確な調査を行い、速やかに災害・事故調査報告書及び対策実施計画書を防災管理者に提出するものとする。

第 5 章 教育訓練

(防災教育訓練)

第 30 条 所長は、防災隊員に対し次表に掲げる防災教育訓練を実施するものとする。

訓練種別	訓練内容	実施
総合訓練	緊急通報、消火等の防御活動を行う。	年 1 回以上
通報訓練 / 駆付訓練	休日夜間の緊急異常事態を想定した、通報訓練または駆付訓練を行う。	年 1 回以上
国、地方公共団体等の行う訓練	策定された防災訓練実施計画に基づく訓練内容	随時

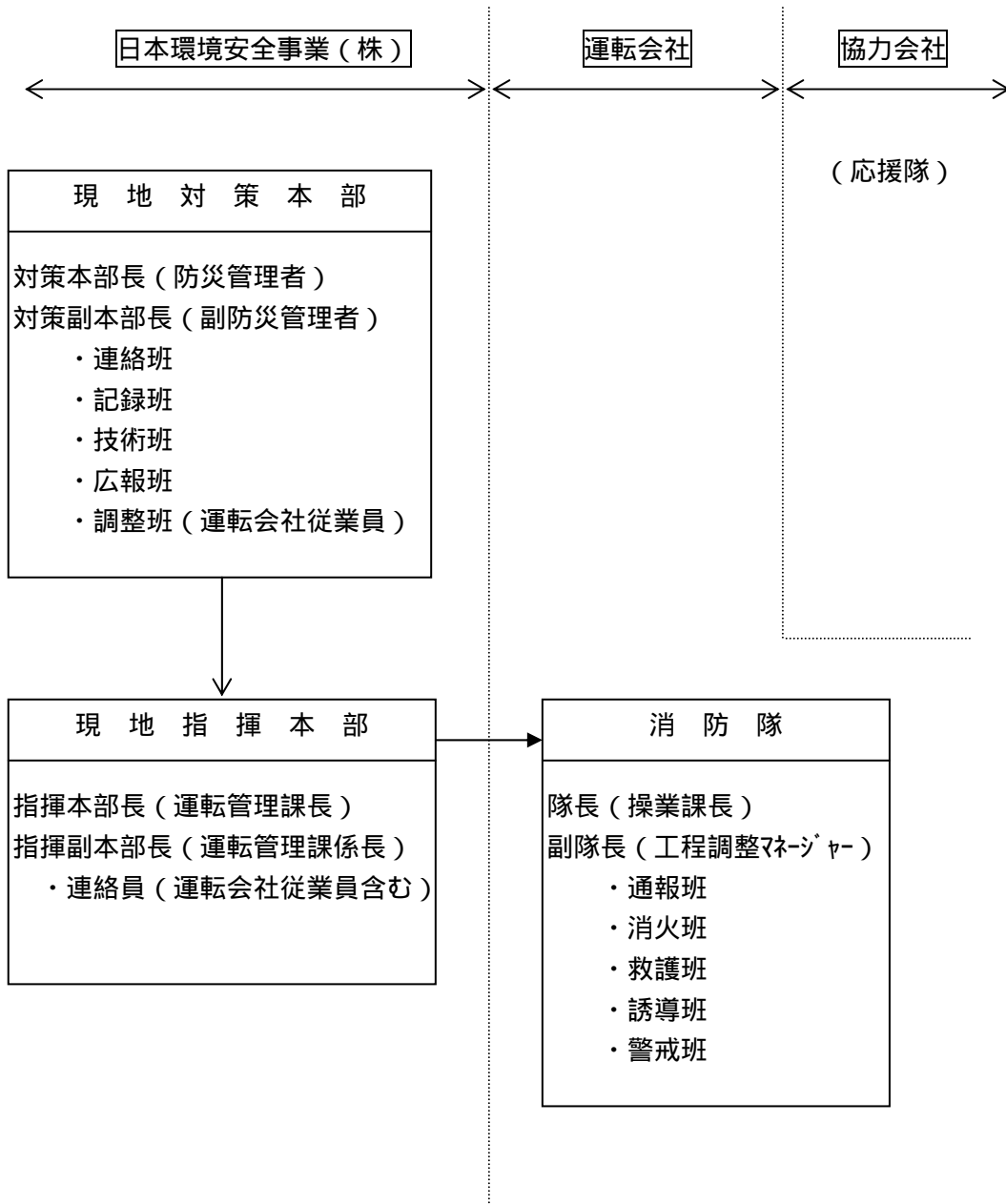
(注) 総合訓練の実施回数は、国、地方公共団体等の行う訓練への参加を含む。

(教育訓練記録の保存等)

第 31 条 防災管理者は、防災に関する教育訓練を実施したときは、その成果を把握、記録し、次回の教育訓練計画に活用するものとする。

別表 - 1 (第7条、第12条関係)

防 災 隊 編 成 表



防災隊基本任務表

名 称	基 本 任 務
現地対策本部	<p>防災隊を統括し、下記の項目に関して指揮を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害状況の把握及び応急活動の方針決定 2) 社内外への通報、連絡、広報 3) 北九州市及び本社との連絡調整 4) 動員計画 5) 緊急運転停止 6) 避難、救護、警戒 7) 設備の保全 8) 応援要請 9) 原因及び被害状況の調査並びに災害記録作成 10) 災害情報、応急活動情報の収集と記録作成 11) 防災資機材、復旧資機材の調達 12) 医薬品、食糧等の調達 13) 防災関係機関、報道関係機関など来訪社の応接
現地指揮本部	<ol style="list-style-type: none"> 1) 防御活動の現場指揮 2) 災害状況の把握及び災害の鎮圧・拡大防止のための具体的防御活動内容の決定 3) 各隊の応急活動の連絡調整 4) 対策本部への現地情報の報告 5) 対策本部への動員計画等の意見具申
消防隊	<ol style="list-style-type: none"> 1) 消火警戒区域の設定 2) 消火並びに延焼の防止 3) 救急活動 4) 現地対策本部からの指令情報の伝達 5) 重要物の搬出 6) 建家、機器等の応急措置及び必要な破壊、復旧、その他の工作活動 7) 必要な防災資機材(照明、通信設備等)の検討、設置、撤去 8) 浸水の防止 9) 通門規制及び交通規制 10) 避難誘導

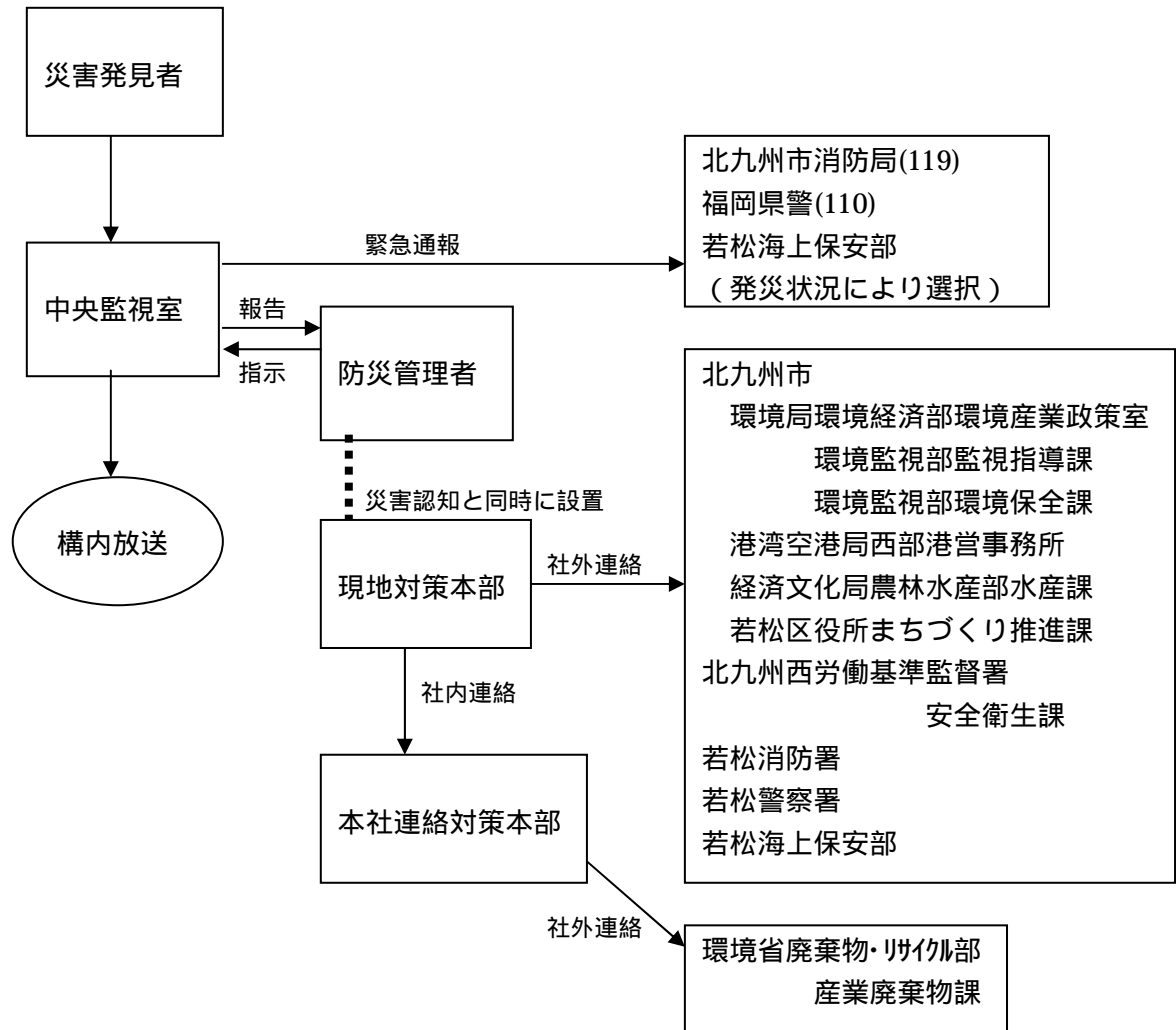
別表 - 3 (第9条第2項関係)

防災管理組織選解任及び任務

名称	選解任者	被選任者の資格等	任務
防災管理者 (対策本部長)	社長	特定事業所において、 その事業の実施を統 括管理する者	防災隊を統括管理する。 (現地対策本部の任務 を行う。)
副防災管理者	防災管理者	特定事業所における 災害の発生及び拡大 の防止に関する業務 を適切に遂行できる 管理的又は監督的職 位にある者	防災管理者を補佐する。 防災管理者がやむを得 ない事由によって職務 を遂行できない場合は、 その任務を代理する。
対策副本部長	防災管理者	副防災管理者	対策本部長を補佐する。 対策本部長がやむを得 ない事由によって職務 を遂行できない場合は、 その任務を代理する。
指揮本部長	防災管理者	管理的又は監督的職 位にある者	現地指揮本部を統括し、 現地指揮本部の任務を 行う。
指揮副本部長	防災管理者	管理的又は監督的職 位にある者	指揮本部長を補佐する。 指揮本部長がやむを得 ない事由によって職務 を遂行できない場合は、 その任務を代理する。

別表 - 4 (第 11 条第 3 項、第 19 条第 4 項関係)

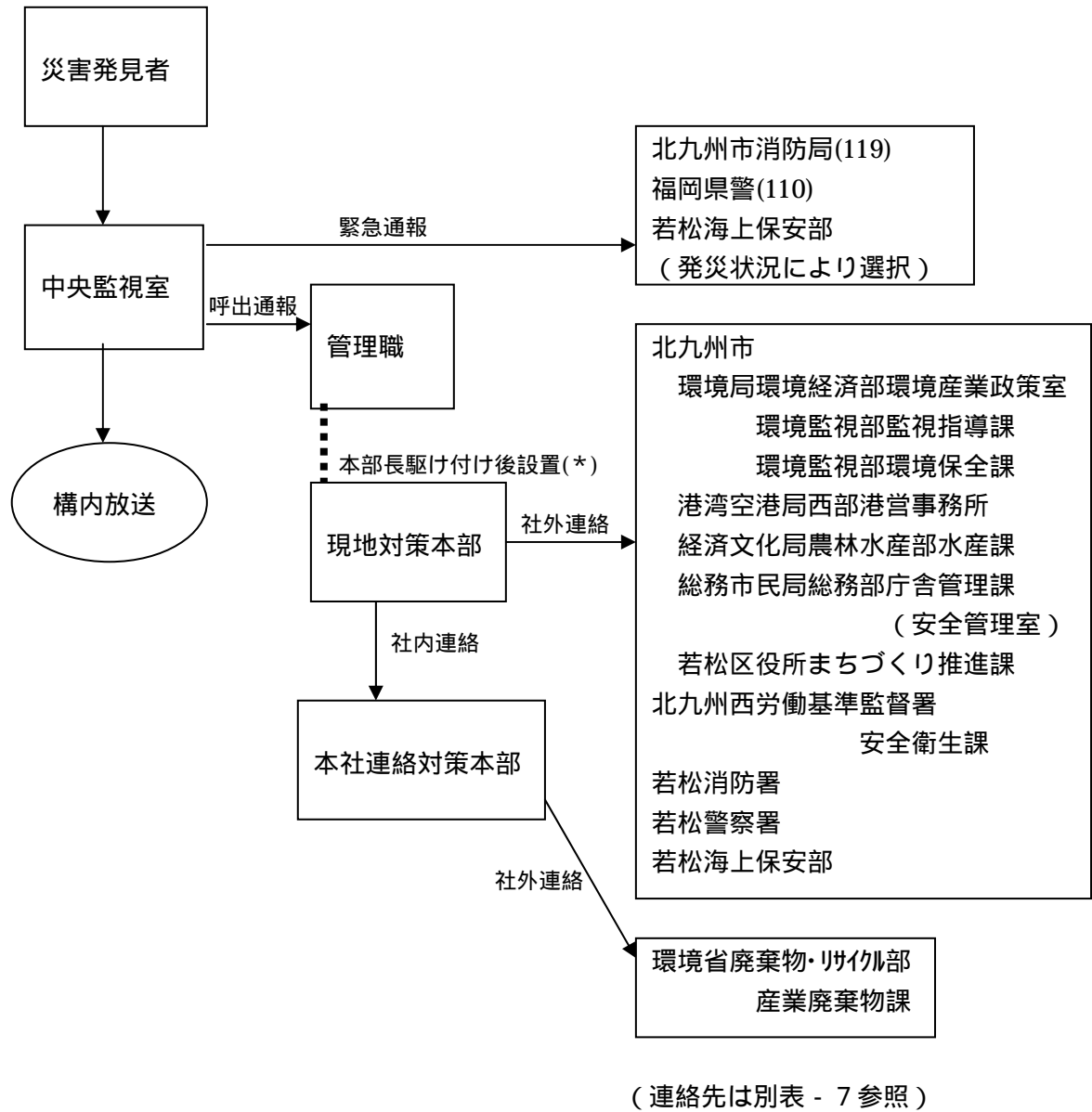
緊急時通報系統図
(平常勤務)



(連絡先は別表 - 7 参照)

別表 - 5 (第11条第3項、第19条第4項関係)

緊急時通報系統図
(夜間、休日)



(*) 本部長代行順位は予め決めておく

別表 - 6 (第20条第1項関係)

異常現象通報範囲基準表

異常現象	範囲
火災	人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを利用した場合
爆発	施設、設備等の破損を伴うもの
漏洩	特定化学物質（PCBを含む液については特定化学物質に該当しない低濃度のものを含む）、危険物、毒劇物その他有害な物質の漏洩 ただし、次に掲げる少量の漏洩で、保安上及び環境保全上の措置を必要としない程度のものを除く (1) 特定化学物質、危険物及び毒劇物を取り扱う設備に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う設備の正常な作動又は操作による漏洩 (2) 発見時に既に漏洩が停止している場合又は設備の正常な作動若しくは操作により、漏洩が直ちに停止した場合
設備破損	施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの
浸水	施設（処理棟）内に浸水した場合
停電/断水	漏洩を伴うもの
人身事故	医療機関にて治療を要する場合
制御異常	自動停止システム作動後も運転条件（温度、圧力等）が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合
異常気象等	北九州市にて震度3以上の地震が発生した場合、大雨洪水警報、暴風警報、高潮警報等が6時間以上継続した場合は、異常現象の有無に拘わらず、その状況を連絡する

別表 - 7 (第20条第1項関係)

緊急連絡先

連絡先		緊急事象						
名称	上段：電話番号 下段：FAX番号	火災/ 爆発/ 漏洩	設備破損	浸水	停電/ 断水	人身事故	制御異常	異常気象等
	環境局環境監視部監視指導課 093-582-2177							
	環境局環境監視部環境保全課 093-582-2290							
	港湾空港局西部港営事務所 093-761-3425					×	×	×
	経済文化局農林水産部水産課 093-582-2086					×	×	×
	総務市民局総務部庁舎管理課 安全管理室 [夜間、休日] 093-582-2333							
消防	北九州市消防局 119		×		×		×	×
	消防局予防部指導課危険物保安係 093-582-3812 093-592-6795	×		×		×		
	若松消防署 093-752-0119 093-771-9967	×		×		×		
警察	福岡県警察 (通常の業務連絡等は若松警察署) 110 (093-771-0110)	×	×	×	×		×	×
海上保安庁	若松海上保安部 093-761-4999		×		×	×	×	
北九州西労働基準監督署安全衛生課	093-622-6550 093-622-6555	×	×	×	×		×	×
若松区役所	まちづくり推進課 093-761-5321		×	×	×	×	×	×
日本環境安全事業(株) (本社)	事業部安全・技術開発課 03-5765-0543 03-5765-1940							
環境省	廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課 03-5501-3156	本社にて判断し通報する。						

別表 - 8 (第 20 条第 2 項関係)

異常現象通報内容基準表

- (1) 異常現象の発生時刻
- (2) 発生場所
- (3) 異常現象の内容
- (4) 負傷者の有無及び状況
- (5) 今後の対応
- (6) その他必要事項

様式 - 1 - 1 / 2 (第 21 条関係)

年 月 日

北九州事業所長殿

(写) 北九州事業所 各課長

所 属 報 告 者 氏 名
印

運転会社・協力会社

所 属 報 告 者 氏 名
印

緊急異常速報

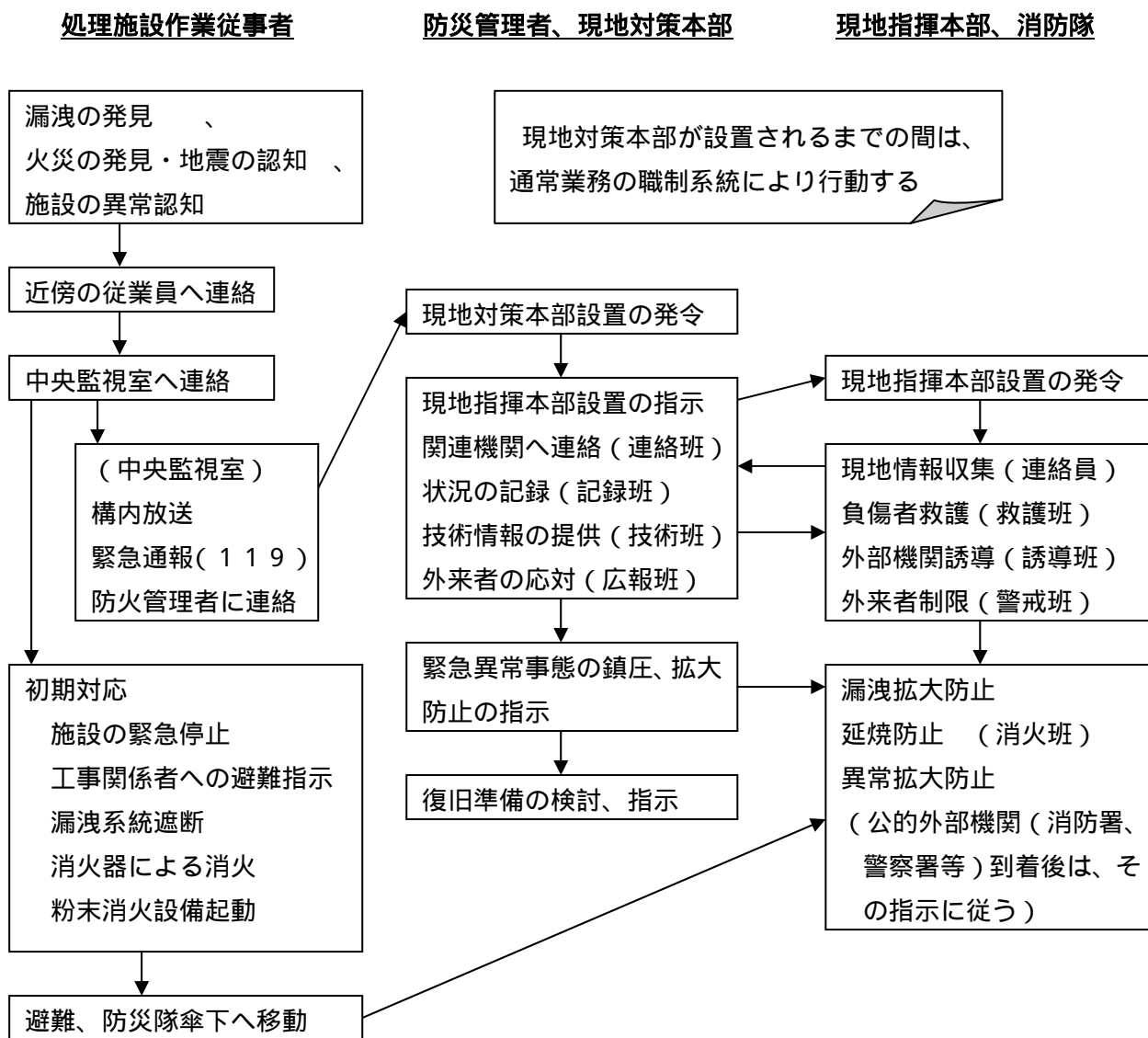
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃		
発 生 場 所			
発 生 状 況 と 処 置	(必要に応じ詳細を別紙に記入) < 発生状況 >		
	< 処置 >		
負 傷 者	氏名 (年齢)	()	負 傷 部 位
	留守宅連絡先	(TEL)	負 傷 の 程 度
設 備 等 の 損 害	設備(機器)の 名称及び程度		
そ の 他			

(注) 運転会社及び協力会社関係の緊急異常報告については、当社担当課を経由のこと。

様式 - 1 - 2 / 2 (第 21 条関係)

(別紙) 発生状況の詳細 (図表、写真など)

防災隊の初期行動



補足：緊急異常事態条件（第 2 条）と図中の番号対比

施設の建物外部に PCB 液その他有害物質が流出又は流出するおそれが生じた場合

施設の敷地内で PCB 液その他有害な物質が漏洩した場合

地震、火災等によって施設の一部が損壊した場合

施設の異常によって周辺地域の施設等他者の財産等に何らかの損害を与えるおそれが生じた場合